

交通安全協会だより（令和3年12月号）

～ 何かと忙しい年末・年始にかけて、慌てず焦らず
常に余裕を持った行動を心掛けましょう ～

年末年始の交通安全県民運動

～ 令和3年12月10日（金）から令和4年1月10日（月）まで ～

運動の重点

令和3年中の交通死亡事故の類型別では「車両と人」、「車両単独」による交通事故が前年に比べ増加が顕著である。さらに、年末年始は人、物、車の動きが活発になり、これに伴って交通事故の増加が懸念されることから、これらの交通事故情勢に対処するため、次の重点を定める。

- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 全ての座席におけるシートベルト着用の徹底
- 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

飲酒運転の危険性とその代償の大きさについて認識しましょう！

～ 飲酒運転の根絶を目指して STOP！飲酒運転 ～

- 自宅でお酒を飲んでいる途中、お酒やつまみを買いために車を運転するケースが多くなっています。
ドライバーは「飲んだら乗らない」ことを遵守することが最も重要ですが、家族もお酒を飲んでいる人が車を運転しようとしたら、黙認することなく車の運転を止めましょう。
- 家族の方は、アルコールが身体や運転に及ぼす様々な影響や、その危険性について正しく理解し、「飲酒運転は絶対に許されない行為」であることを認識し、運転する本人、家族が一体となった取組をすることが大切です。



飲酒運転は 厳しい罰則！ 行政処分

●酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
違反点 35点 ▶ 免許取消し

●酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点 25点（0.25mg/ℓ以上）

▶ 免許取消し

13点（0.15mg/ℓ以上

0.25mg/ℓ未満）

▶ 免許停止

飲酒運転の 助長・容認も「罪」！

●車両の提供

- 運転者が酒酔い運転をした場合
5年以下の懲役または
100万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び運転をした場合
3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

●酒類の提供

- 運転者が酒酔い運転をした場合
3年以下の懲役または
50万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び運転をした場合
2年以下の懲役または
30万円以下の罰金

●車両への同乗

- 酒酔い運転車両に同乗
3年以下の懲役または
50万円以下の罰金
- 酒気帯び運転車両に同乗
2年以下の懲役または
30万円以下の罰金